

執行役の設置について

令和3年4月1日

総長 裁定

- 第1 総長の命を受け特定の事項に関する専門的な大学法人業務を掌理する執行役を置くことができる。執行役の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。
- 第2 執行役は、総長がその職務分担を定めた上で任命し、役員懇談会に報告する。
- 第3 執行役は、必要に応じて理事、副学長等との適切な連携を図る。
- 第4 執行役は、役員会等の各種会議において、関係の業務にかかわる事項に関して、意見を述べるができる。
- 第5 執行役は、職務分担に応じ、関係する本部の部長及び課の構成員に当該職務分担に関する業務を行わせることができる。
- 第6 本学の規則において、会議の構成員から理事を除く旨の規定がある場合は、当該規定の運用にあたっては、執行役は、理事と同様に取り扱うものとする。

附 則

- 1 この裁定は、令和3年4月1日から実施し、令和9年3月31日までに廃止する。なお、本裁定による運営上の状況を踏まえ、引き続き存置する必要があると認めるときは、改めて必要な措置を講ずる。
- 2 大学執行役の設置について（平成27年10月22日総長裁定）は、廃止する。